鹿児島県	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	徳之島管理官事務所	五級地	（略）
	（略）	（略）	四級地	（略）
	（略）	奄美群島国立公園管理事務所		
	（略）	（略）		
	（略）	（略）	（略）	（略）
沖縄県	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略） （削る）	（略） （削る）	三級地	（略）
	（略） 石垣市字登野城五五の一 石垣市浜崎町一の一の八	（略） 石垣区検察庁 福岡出入国在留管理局那覇支局石垣港出張所		
	（略） （削る）	（略） （削る）		
	（略） 宮古島市平良字西里三四五 宮古島市平良字西里七の二一	（略） 平良区検察庁 福岡出入国在留管理局那覇支局宮古島出張所		
	（略） 宮古島市平良字東仲宗根八〇七の七	（略） 宮古島税務署		
	（略） 宮古島市平良字下里一〇一六	（略） 那覇検疫所平良出張所		
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考1　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十一年四月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

2　（略）

二　（略）

鹿児島県	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	徳之島自然保護官事務所	五級地	（略）
	（略）	（略）	四級地	（略）
	（略）	奄美自然保護官事務所		
	（略）	（略）		
	（略）	（略）	（略）	（略）
沖縄県	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略） 石垣市浜崎町一の一の八	（略） 福岡入国管理局那覇支局石垣港出張所	三級地	（略）
	（略） 石垣市字登野城五五の一 （新設）	（略） 石垣区検察庁		
	（略） 宮古島市平良字西里七の二一	（略） 福岡入国管理局那覇支局宮古島出張所		
	（略） 宮古島市平良字西里三四五 （新設）	（略） 平良区検察庁		
	（略） 宮古島市平良字東仲宗根八〇七の七	（略） 宮古島税務署		
	（新設） （略）	（新設） （略）		
	（略）	（略）	（略）	（略）

備考1　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

2　（略）

二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。